

令和6年度
電子納品保管管理システム構築業務
仕様書

令和6年5月
長野県

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、長野県（以下「発注者」と言う）が実施する「令和6年度 電子納品保管管理システム構築業務」（以下「本業務」という）について適用され、受注者が履行しなければならない一般的事項を定めたものである。

(受注者の義務)

第2条 受注者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図および目的を十分に理解したうえで、本業務を実施しなければならない。

(契約期間)

第3条 契約日の翌日から令和7年3月21日までとする。

(これまでの経緯)

第4条 本県では、平成15年度から建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下、「建設工事等」という。）に係る成果品について、電子納品の運用を開始している。現行システムでは、電子成果品が発注機関毎に設置された登録用パソコンに接続するハードディスクへ保存されている。また、工事番号、工事名称などの管理情報（INDEX.XMLファイル）を保管管理サーバで管理し、他の発注機関において納品された建設工事等に関する基礎情報を検索・閲覧することができる機能を有しているが、電子成果品そのものを関係者に送る場合は、メールやCD-R等の電子媒体を使って行っており、電子成果品の共有という観点で課題がある。

今後、DX推進に伴い成果品のデータ量が増大していくことを踏まえ、適切な保管管理を継続的に行うとともに、システム内において受発注者間のデータ共有を可能とし、建設工事等に携わる関係者の業務効率化を図っていく必要がある。

(業務の目的)

第5条 本業務は、これまでの経緯を踏まえ、電子納品に係る業務上の課題を解消できるよう、新たにクラウドを保存領域とする「電子納品保管管理システム」を構築するものである。

※ここでいう「電子納品保管管理システム」とは、電子成果品（建設工事・委託業務）の中継・登録及び保管管理、公開・配信など、電子成果品の保管管理に必要な各種機能を有するシステム全体を指す。

※長野県における現行の電子納品の取り扱いは、「電子納品に係る実施要領（長野県建設部）」による。

○電子納品に係る実施要領（長野県建設部）URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

(準拠する法令等)

第6条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うこと。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）及び同施行令、同施行規則
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同施行令、同施行規則
- (3) 国土交通省公共測量作業規程（平成20年国地発921号）
- (4) 国土交通省道路施設現況調査提要（国土交通省道路局企画課制定）
- (5) 地理情報標準プロファイル（JPGIS、平成20年4月国土地理院）

- (6) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (7) 長野県個人情報保護条例及び同施行規則
- (8) 長野県財務規則
- (9) NMEA-0183(米国海洋電子機器協会規定)
- (10) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

（作業計画等）

第7条 受注者は本業務の実施にあたり、次の書類を提出し発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務着手届
- (5) その他発注者が指示する書類

（配置技術者）

第8条 本業務を担当する主任技術者は、電子納品の保管管理に関わるシステム及び全国的な動向に精通し、業務全体の管理者として円滑に業務を推進できる者を選任すること。

（業務管理）

第9条 本業務が遅延なく円滑に遂行するために、受注者は適宜、進捗報告を実施すること。

（秘密の保持）

第10条 受注者は、本業務の履行上知り得た事項を、第三者に漏洩してはならない。

（業務完了確認）

第11条 受注者は社内での十分なテストを行ったうえで、発注者による稼働前検査を受けること。受注者は検査に先立ち、システムに備えられている機能リストを発注者に提出し、発注者はそのリストに基づき検査を行う。

（成果品の検査および手直し）

第12条 受注者は、業務完了時に成果品および必要な資料を業務完了報告書とともに提出し、発注者の検査を受けた結果、不備な点は指示に従い、ただちに訂正しなければならない。成果品の受渡し後においても、明らかに受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、受注者は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならない。

（電子納品保管管理システムの帰属）

第13条 本業務によって作成された電子納品保管管理システムの著作権は受注者に帰属し、発注者は受注者の許可なく成果品を第三者に複製、公表、貸与および使用してはならない。ただし、本業務着手以前に発注者または著作権保有者が保有すると受注者の確認が得られる著作物においては、著作権は、その著作権の保有者に留保され、受注者はその一部使用权および使用許諾をもって使用する。

（参考文献等の明記）

第14条 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しかるべき処理をしたうえで、その文献、資料等の名称を明記しなければならない。

(貸与資料)

第15条 発注者は、協議により本業務で必要と認められた資料については貸与し、受注者は借用書を提出したうえで、責任をもって保管しなければならない。また、受注者は作業完了後、速やかにこれを返却すること。

(業務内容)

第16条 本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 電子納品保管管理システム構築 一式

※本仕様書により定義する仕様要件を満たすシステムの構築を行うこと。

第2章 電子納品保管管理システム構築

(計画準備・管理)

第17条 本業務着手前に作業の方法、要員、工程、導入する主要な機器等について項目別に検討したうえで、適切な作業計画の立案を行うものとする。

(打合せ協議)

第18条 本業務の実施にあたって適正かつ円滑に履行するため、発注者と受注者とは常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認すること。打合せは初回、中間、成果品納入時に行うものとする。

中間打ち合わせは初回打ち合わせ後、発注者と協議の上、適宜実施する。

受注者は発注者との打合せを行った場合、または電話・電子メール・Web会議等で協議を行った場合は、その都度打合せ記録簿を作成し、担当職員へ提出すること。

(基本機能等)

第19条 電子納品保管管理システムの構築にあたり、求める基本機能等は以下のとおりとする。

(1) 長野県におけるネットワーク体系については、長野県情報セキュリティポリシーに記載のとおりとする。なお、インターネット接続系におけるWEBブラウザ環境は、MicrosoftEdge及びGoogleChromeであるため、対応できる仕様とすること。

(2) 保存領域はクラウドサーバとすること。また、保存可能容量が上限に達した際に、随時容量を拡張できる仕様とすること。なお、本県において推定される電子成果品の保管件数(工事・業務単位)は以下のとおり。

令和6年度末までの件数(総数)：約28,000件

令和7年度以降の件数(年間)：約3,800件

(3) 情報共有システムとの連携を図ること。なお、本県における情報共有システムの運用等については、「情報共有システム実施要領(長野県建設部)」による。

○情報共有システム実施要領(長野県建設部) URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

(4) 将来的に電子成果品を受注者以外の一般にも公開扱いとする際に、新システム上で公開(全部又は一部)ができるような設定及び仕様を付与すること。ただし、当面は公開の予定が無いため、本業務の納品時には一般非公開の設定とする。

(5) 蓄積された電子成果品の庁内での共有について、共有範囲(部局毎など)が適宜設定できる仕様とすること。

(6) 長野県が所有するシステムとデータ連携ができる仕様とすること。なお、現時点で連携を想

定しているシステムは以下のとおり。

○長野県インフラデータプラットフォーム参考URL

<https://nagano-infrastructure-data-platform-1-nagano-idp.hub.arcgis.com/>

- (7) 長野県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策及び作業管理を適切に行い、情報漏洩事故等が起こらないよう十分配慮すること。

○長野県情報セキュリティポリシーURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-infra/kensei/soshiki/soshiki/kencho/dx-infra/index.html>

(中継サーバシステム)

第20条 電子納品保管管理システムのうち、システムへの電子成果品登録におけるサーバセキュリティを確保するとともに、成果品の登録可否のチェック機構等を有する機能（以下、「中継サーバシステム」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 情報共有システムから電子成果品を登録できる仕組み（連携する仕組み）を有すること。
- (2) 情報共有システムと接続するにあたっては、長野県の電子納品保管管理接続用のAPIを作成使用すること。なお、APIを情報共有システムベンダーへ提供する際には、連携定義書を作成の上配布すること。
- (3) 電子成果品が保管管理システムに登録できるか否かについて、チェック機能を有すること。
- (4) 電子成果品の中継サーバへの登録状況を一覧で表示できること。
- (5) 保管管理システムへの登録時にエラーが生じた場合、登録者（受注者）に通知する機能を有すること。
- (6) 保管管理システムからの処理状況を受け取り、利用者に処理状況をメール通知できる仕様とすること。
- (7) 情報共有システムを使用しない建設工事等においては、受注者のデバイス等から直接電子成果品を登録できる機能を有すること。（「電子納品に係る実施要領（長野県建設部）」に準じないデータを含むこととし、この場合はINDEX情報に相当する情報を入力する画面を設けること）また、電子成果品をドラッグアンドドロップで登録できる仕様とすること。
- (8) 登録された電子成果品のフォルダ構成やファイル一覧を表示できること。
- (9) 次のセキュリティ機能を有すること。
 - ・各ASPベンダーに対して、一意の接続IDを付与し、正しい接続IDが付与されたデータのみしか通信を受け付けない。
 - ・ASPベンダー毎に、納品データ保管登録完了URIを登録し、登録されたURIの通信のみを行うようにする。
 - ・納品データファイルのハッシュ値を付与してデータのやり取りを行うことにより、伝送経路上の納品データの改ざん検知を行うようにする。
 - ・納品データのハッシュ値と納品データのURLは別のリクエストで通信をおこなうことにより、なりすましや改ざんを防止する。
 - ・サーバ間はSSL通信を行うことで、データ通信が暗号化され、Webページとユーザー間の盗聴や改ざんがされにくくなる。
 - ・データ通信の際のリクエストパラメータはPOSTでサーバにデータを送信することで情報を隠蔽する。
 - ・中継サーバのグローバルIPを情報共有システムベンダーに通知し、情報共有システムは必要に応じてIPアドレス制限の設定を行うようにする。
 - ・ファイアウォール設定で443ポートの通信のみを許可する。
 - ・ウイルス対策ソフトを導入してウイルス対策を行う。

- ・情報共有システムのIPアドレス制限を行う。

(保管管理システム)

第21条 電子納品保管管理システムのうち、実際に電子成果品を保管管理し、蓄積状況や蓄積した成果品の各種設定などを行うことができる機能（以下、「保管管理システム」という）は、以下のとおりとする。

- (1) 中継サーバから送信された電子成果品を蓄積すること。
- (2) 「電子納品に係る実施要領（長野県建設部）」に準じた成果品については、フォルダ構成を再現でき、XML情報を表示できること。また、準じていない成果品は、データ検索に必要な情報を表示すること。
- (3) 電子成果品を案件毎または複数ファイルを選択してダウンロードすることができる。
- (4) 「電子納品に係る実施要領（長野県建設部）」において、軽微な改定がなされた場合でも、別途費用を要しないよう、改修を要しない又は軽微な改修で対応できる仕様とする。
- (5) 電子成果品に対して、関連ファイルを格納するフォルダを生成し、属性を付与してファイルを登録できること。また、登録はドラッグアンドドロップで行うことができること。
- (6) 蓄積された成果品について、受注者等に公開・配信可能な成果品を選択し、配信サーバに送信する際、閲覧可能期間や閲覧可能者（閲覧期限）の設定を行うことができる仕様とする。
- (7) 蓄積された成果品について、次の検索機能を有すること。
 - ・検索条件は、発注機関、工事種別、発注年月日、完成年月日、事業年度、工事名、事業名、キーワード等で検索できる。
 - ・検索機能は、AND、OR、絞り込み検索、部分一致検索ができるものとする。
 - ・検索により抽出された電子成果品は、一覧表示ができ、その結果をEXCELで出力ができる。なお、一覧表示においては、配信状況がわかる情報を表示、検索等できること。
 - ・蓄積されている成果品のWORD、EXCEL、PowerPoint、TEXT（txt形式）、PDFファイルにおいて、データ内の全文検索ができる。
- (8) 格納されているPDF、画像、CADファイルは、ダウンロードすることなく、システム内で閲覧、確認できる。
- (9) 電子地図にて成果品の分布状況を視覚的に確認でき、位置情報を基に電子地図上にシンボルを表示できる。また、地図上に表示したシンボルから案件を指定できる。
- (10) 同じ地点で複数の工事・業務が登録されている場合には、複数のシンボルが当該地点付近に表示されるなどにより煩雑な表示となることを避けるため、シンボルの表示は1点のみとし、そのシンボルを選択した後、別に表示されるポップアップなどにおいて、工事・業務の別が表示される仕様とする。
- (11) 電子地図上を範囲選択することで、範囲内の複数の案件も指定でき、その案件一覧をEXCEL出力できる。また、その際に地図もあわせて出力できる。
- (12) 地図上に表示した案件から、個別の登録情報閲覧画面に表示できる。
- (13) 納品されたボーリングデータ（xml）を読み込み、実際に調査した地点を電子地図にマッピングできる。
- (14) 検索・抽出した一覧表から、複数の電子成果品を一斉にダウンロードできる。また、ダウンロードしたデータは、納品された電子成果品の形式（ファイル形式、フォルダ構成）を保持した状態とする。
- (15) システム管理者向け機能として、以下を有する。
 - ・システム画面から利用者を確認できるとともに、ユーザー向けにお知らせ機能を有する。
 - ・システム画面から利用部局毎のストレージ利用量を把握できる。

(16) 許可されたIPのみ接続が可能とする。

(配信サーバシステム)

第22条 電子納品保管管理システムのうち、保管管理システムで公開・配信可能とした電子成果品の公開・配信を行う機能（以下、「配信サーバシステム」という）は、以下のとおりとする。

- (1) 公開・配信は、情報セキュリティを確保する観点で、アクセス制限機構、公開時期を設定できる。
- (2) 保管管理システムで配信・公開可能とした成果品またはファイルを成果品単位で格納する。
- (3) 電子成果品を案件毎または複数ファイルを選択してダウンロードすることができる。なお、ダウンロードは、ZIP形式とする。
- (4) 保管管理システムで設定した配信・公開方法に従い、アクセス可能な利用者の設定及び閲覧権限の設定を行う。
- (5) 閲覧権限を与えられた利用者が行うことができるダウンロード回数は5回までとし、閲覧期間が過ぎた場合には、閲覧・ダウンロードができない仕様とする。
- (6) 次のセキュリティ機能を有すること。
 - ・データ通信の際のリクエストパラメータはPOSTでサーバにデータを送信することで情報を隠蔽する。
 - ・ファイアウォール設定で443ポートの通信のみを許可する。
 - ・ウィルス対策ソフトを導入して、ウィルス対策を行う。

(その他)

第23条 その他、業務において求める内容について、以下のとおりとする。

- (1) 利用者への周知と誰もが使いやすいシステムとするための業務を行うこと。

(例：利用者説明会の開催、説明動画の作成・配布、試験版での試運用による利用者意見聴取 など)
- (2) 現行システムに保存・登録されているデータについて、本業務で構築する新システムへ移行すること。また、現行システムに保存・登録されていないデータについても、電子媒体（CD-R等）を収集し、新システムに登録すること。なお、既存の電子成果品については、解像度を低くする等により写真のデータ量を下げた上で、新システムへ移行することも可とする。（ただし、視認できる程度の解像度は確保すること）

第6章 成果品

(納入成果物)

第24条 本業務における納入成果物は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 電子納品保管管理システム 一式
- (3) 利用者説明用資料 一式
- (4) 操作説明書等 一式

第7章 その他

第25条 本業務において導入する本システムと背景地図データに関しては、システムの使用権を与える契約内容とし、著作権を拘束するものではない。ただし、本業務において貸与した資料

及び電子データの著作権は、発注者に帰属する。

第26条 本仕様書の各項目に記載なき事項および疑義が生じた場合は、受発注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

以上